

福岡市公報

令和 7 年 2 月 27 日 第7124号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
規次—
則

ページ

○福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第 2 号）	2
--	---

訓

令

○区役所庁舎等の扉の開閉に関する規程の一部改正（第 1 号）	2
--------------------------------------	---

告

示

○地縁による団体の代表者の変更（第34号）	2
○地縁による団体の代表者の変更（第35号）	3
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第36号）	3
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第37号）	4
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第38号）	4
○公職の候補者等が個人演説会等の開催のために使用する公営施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額に関する告示の一部改正（第39号）	5
○都市公園の名称の変更（第40号）	5

公

告

○一般競争入札の実施（第52号）	6
○一般競争入札の実施（第53号）	6
○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定（第54号）	7
○開発行為に関する工事の完了（第55号）	7
○福岡市立つくし学園の利用料金（第56号）	8
○福岡市立ふよう学園の利用料金（第57号）	8

農 業 委 員 会

○総会で互選された会長及びその職務代理者の氏名（告示第 1 号）	8
--	---

消 防 局

○福岡市火災予防査察等に関する規程の一部改正（訓令甲第2号）……………9

教 育 委 員 会

○福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
（規則第2号）……………9

規 則

福岡市立老人いきいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和7年2月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第2号

福岡市立老人いきいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡市立老人いきいの家条例の一部を改正する条例（令和7年福岡市条例第4号）は、令和7年3月1日から施行する。

訓 令

福岡市訓令第1号

区役所庁舎等の扉の開閉に関する規程（昭和47年福岡市達甲第4号）の一部を次のように改正し、令和7年3月1日から施行する。

令和7年2月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第2条第1項の表入部出張所庁舎の正面玄関の扉及び通用口の扉の項の次に次のように加える。

博多区役所庁舎の連絡通路の扉	午前8時30分	午後6時
----------------	---------	------

告 示

福岡市告示第34号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和7年2月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	仙道自治会	福岡市早良区内野四丁目 8 番 6 号 鳥飼 哲博
変更後 (平成26年 4 月 20 日付)		福岡市早良区内野四丁目 9 番12号 栗山 修一
変更後 (平成31年 4 月 14 日付)		福岡市早良区内野四丁目 8 番35号 三塩 寛治
変更後 (令和 4 年 4 月 24 日付)		福岡市早良区内野四丁目 9 番26号 相田 宏之
変更後 (令和 6 年 4 月 21 日付)		福岡市早良区内野四丁目 7 番 6 号 遠藤 修一

福岡市告示第35号

地方自治法第260条の 2 第11項の規定に基づき、同条第 1 項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和 7 年 2 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	本町町内会	福岡市西区今津1535番地16 岩坂 政勝
変更後		福岡市西区今津1857番地 横尾 正

福岡市告示第36号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 7 年 2 月 28 日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市博多区博多駅南五丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市中央区荒津二丁目 2 番 1 号
福岡市中部水処理センター

福岡市告示第37号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 7 年 2 月 28 日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市早良区脇山二丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区小戸二丁目 5 番 1 号
福岡市西部水処理センター

福岡市告示第38号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和7年2月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和7年2月28日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市西区今津及び太郎丸二丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区学園通三丁目2149番地
福岡市新西部水処理センター

福岡市告示第39号

公職の候補者等が個人演説会等の開催のために使用する公営施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額に関する告示（平成8年福岡市告示第247号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第1項の表福岡市健康づくりサポートセンターの部講堂の項を削る。

福岡市告示第40号

福岡市公園条例第3条第1項の規定に基づき、都市公園の名称を次のように変更するので告示する。

令和7年2月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 名称変更する都市公園

区 分	名 称	位 置	区 域	備 考
変更前	三筑南公園	福岡市博多区 三筑二丁目及 び麦野四丁目 地内	福岡市博多区三筑二丁目5番5及び麦野四丁目1045番3	昭和48年福岡市告示第173号により設置
変更後	三筑2号公園			

- 2 名称変更の期日
令和 7 年 2 月 27 日

公 告

福岡市公告第52号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 2 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気 A	海づり公園施設新築その他電気工事その 1	

- 2 詳細は、入札説明書による。
3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和 7 年 3 月 6 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後 10 時まで

福岡市公告第53号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 2 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
情報処理	令和 7 年度 R P A シナリオ保守等業務委託	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページからダウンロードする方法により配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/joho/business/r7_rpa_hoshu.html

(2) 期間

この公告の日から令和7年3月10日午後5時まで

福岡市公告第54号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和7年2月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
令和6年度振り仮名法制化に伴う住民記録システム改修業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局DX戦略部情報システム課	令和7年1月14日	大阪市都島区東野田町四丁目15番82号 西日本電信電話株式会社	42,144,300円	特例政令第11条第1項第2号該当

福岡市公告第55号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年2月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市西区今津4809番10の3及び4809番144から4809番148まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区今川一丁目10番50号

株式会社 e s t アドバイザリーサービス

福岡市公告第56号

福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例第6条の2第2項の規定に基づき、令和7年4月1日以後の福岡市立つくし学園の利用料金の額を承認したので、同条第3項の規定により次のように公告する。

令和7年2月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定障害福祉サービスの提供に要する費用

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

2 食事の提供に要する費用

1食につき 650円

福岡市公告第57号

福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例第6条の2第2項の規定に基づき、令和7年4月1日以後の福岡市立ふよう学園の利用料金の額を承認したので、同条第3項の規定により次のように公告する。

令和7年2月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定障害福祉サービスの提供に要する費用

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

2 食事の提供に要する費用

1食につき 650円

農 業 委 員 会

福岡市農委告示第1号

令和7年2月12日開催の総会において会長及び会長職務代理者が互選されたので、福岡市農業委員会規程第4条の規定によりその者の氏名を次のように告示する。

令和7年2月27日

福岡市農業委員会

役 職 名	氏 名
会 長	城 戸 武 稔

同職務代理者	高 木 智 代
同職務代理者	宗 義 治

消 防 局

福岡市消防局訓令甲第 2 号

福岡市火災予防査察等に関する規程（昭和46年福岡市消防局訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 27 日

福岡市消防局長 高 田 浩 輝

第29条の 2 を次のように改める。

（消防対象物の調査及び文書等による指導）

第29条の 2 局長又は署長は、この規程に基づく査察によるほか、消防対象物の調査及び文書等による指導を行うことができる。

別記様式第14号及び様式第15号中「（文書番号）」を「（公印省略）
（文書番号）」に改め、「印」
を削る。

教 育 委 員 会

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 2 月 27 日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第 2 号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡市公民館条例の一部を改正する条例（令和 7 年福岡市条例第 7 号）は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

